

千代田区暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し基本理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 区民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 区内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等及び警察その他関係機関との連携及び協力により推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念のもとに、区民等の協力を得るとともに、警察、暴追都民センター（東京都公安委員会から法第32条の2第1項の規定により都暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターをいう。）その他暴力団排除活動の推進を目的とする機関又は団体（以下「暴追都民センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(行政対象暴力に対する措置)

第5条 区は、行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するために、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業における措置)

第6条 区は、公共工事その他の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、区が締結する売買、貸借、請負その他

の契約（以下「区の契約」という。）及び公共工事における区の契約の相手方と下請負人との契約等区の契約に関連する契約に関し、当該区の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（区が設置する公の施設における措置）

第7条 区長、区教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、区が設置する公の施設の利用の申請を受け、又は利用の承認をした場合において、当該公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、承認を拒否し、又は当該利用の承認を取り消すものとする。

（給付金の交付等における措置）

第8条 区は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「給付金等」という。）の交付又は貸付金の貸付け（以下「給付金の交付等」という。）により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、給付金の交付等をせず、又は給付金等若しくは貸付金を返還させるものとする。

（関係機関への照会等）

第9条 区長及び区教育委員会は、前3条の規定に基づく暴力団排除に関する事務に必要な限度において、警察、暴迫都民センター等に対し照会し、又は警察、暴迫都民センター等から情報を収集することができる。

（広報及び啓発）

第10条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察、暴迫都民センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

（区民等に対する支援）

第11条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察、暴迫都民センター等と連携し、区民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（青少年の教育等に対する支援）

第12条 区は、青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の教育又は育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団に加入し、又は暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう指導、助言その他の必要な措置を円滑に講ずることができるように、警察、暴迫都民センター等と連携し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（適用上の注意）

第13条 この条例の適用にあたっては、区民等の権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。